

議案第109号

**大津市立市民文化会館の設置及び
管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

市民部 市民文化会館

1 施設概要

(1) 施設概要

①多目的ホール（定員120名）



②会議室（定員30名）

③和室（定員30名）



2 改正内容及び改正理由

(1) 改正内容

- ① 使用料の改定
 - ・ 多目的ホール（午前・午後） … 値上げ
 - ・ 夜間の使用料 … 値下げ
- ② 全日区分の削除

(2) 改正理由

- ①－1 施設使用料設定基準に基づく見直し（原則5年ごと）
- ①－2 午前・午後の区分と同額水準にするため
- ② 「全日」区分が、午前・午後・夜間の合計と同じであるため
料金体系を簡素化する

3 使用料の改定について

(1) 使用料の見直しについて

「施設使用料設定基準」に基づき、「受益者負担の原則」、「使用料算定方法の明確化」、「経費削減に向けた取り組み」等を踏まえ、使用料の見直しを行う。

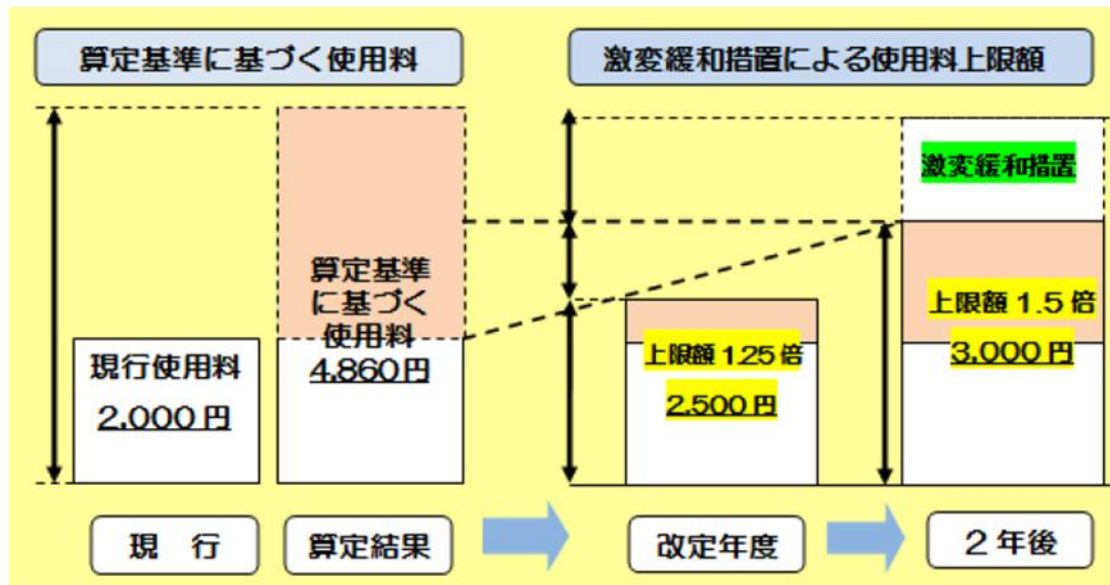
(2) 算定方法について

すべての貸室における 1 m²あたり 1 時間単価の平均を算出し、各貸室の面積、利用時間及び受益者負担割合（75%）を乗じて使用料を算出する。

3 使用料の改定について

(3) 激変緩和措置と使用料の据え置きについて

- ① 算定基準に基づく使用料が、現行使用料より著しく高額になるときは、当初2年間は1.25倍、その後は1.5倍を改定上限とし、原則、2段階にて改定を行う。



※この表は激変緩和措置のイメージです。

- ② 算定基準に基づく使用料と現行使用料との乖離率が±20%以内である場合は、使用料を据え置く。

3 使用料の改定について

(4) 乖離率と激変緩和措置について

現行使用料と算定額の乖離率に応じた改定後の使用料は次のとおり

現行使用料と算定額の乖離率	改定後の使用料の考え方
±20%以内	現行使用料の据え置き
+20%超～+25%以内	算定額のとおりに増額
+25%超～+50%以内	1.25倍に増額 (R9.4) → 算定額のとおりに増額 (R11.4)
+50%超	1.25倍に増額 (R9.4) → 1.5倍に増額 (R11.4)

多目的ホールの使用料の値上げは、+25%～+50%以内に該当する。

(5) 夜間の使用料について

現行は、午前・午後に対して、1時間当たり約1.5倍の使用料が設定されているが、
午前・午後・夜間ともに1時間当たりの使用料を同額としている他の公共施設と同様の使用料とする。

3 使用料の改定について

(6) 算定結果

区分			現行料金（税込） （条例上）	改定後使用料（税込） （令和9年4月～）	改定後使用料（税込） （令和11年4月～）
多目的ホール	午前 午前9時から午後1時まで	市民	5,280	6,600	7,300
		市民以外の者	7,920	9,900	10,950
	午後 午後1時から午後5時まで	市民	5,280	6,600	7,300
		市民以外の者	7,920	9,900	10,950
	夜間 午後5時から午後10時まで	市民	10,060	8,250	9,120
		市民以外の者	15,090	12,370	13,680
	全日 午前9時から午後10時まで	市民	20,620	削除	
		市民以外の者	30,930		
会議室	午前 午前9時から午後1時まで	市民	2,140	2,140	2,140
		市民以外の者	3,210	3,210	3,210
	午後 午後1時から午後5時まで	市民	2,140	2,140	2,140
		市民以外の者	3,210	3,210	3,210
	夜間 午後5時から午後10時まで	市民	4,120	2,680	2,680
		市民以外の者	6,180	4,020	4,020
	全日 午前9時から午後10時まで	市民	8,400	削除	
		市民以外の者	12,600		
和室	午前 午前9時から午後1時まで	市民	1,480	1,480	1,480
		市民以外の者	2,220	2,220	2,220
	午後 午後1時から午後5時まで	市民	1,480	1,480	1,480
		市民以外の者	2,220	2,220	2,220
	夜間 午後5時から午後10時まで	市民	2,800	1,850	1,850
		市民以外の者	4,200	2,780	2,780
	全日 午前9時から午後10時まで	市民	5,760	削除	
		市民以外の者	8,640		